事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	

（記載上の注意）

１．「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ。）。

２．確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

４．構成設備に関する事項

（１）概要	構成設備の種類	
	構成設備の名称	
	構成設備の機能	
（２）供給者	名称及び代表者の氏名	
	住所	
	設立準拠法国等	

（３）供給者の総株主等の議決権の５％以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合（％）（確認した年月日）
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（４）供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（５）供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年　月　日～　年　月　日の３年間
該当あり□、該当なし□

事業年度	外国政府等の名称	割合（％）

（６）製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
（確認項目） 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者がその製造に当たって、構成設備の供給者が単に特定重要設備の供給者に対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該構成設備の供給者が自ら構成設備を製造し、かつ、当該構成設備の機能を充足させていることを確認していることを確認している。	□

（記載上の注意）